行個法・独個法の改正に向けた考え方(たたき台)

Ⅰ 行個法・独個法の改正の目的等

11【基本法の改正と今回の行個法・独個法の改正目的】

111○匿名加工情報の仕組み導入の背景

(社会経済的背景)

(基本法改正案の概要)

(行政機関等に匿名加工情報の仕組みを導入する目的)

112○基本法と行個法・独個法の関係

(基本法第6条の規定)

(行個法・独個法の法目的を踏まえた検討)

(行個法と独個法の特徴)

12【行個法と独個法の関係及び独法等の扱い】

121〇独個法の位置付け及び行個法に準じた扱い

(独法制度)

(行個法・独個法の規律内容の同等性)

122○独法等の扱い

(独法等の扱いに関する意見)

(行開法上の課題)

(公的部門への位置付け)

Ⅱ 公的部門の匿名加工情報の在り方

21【基本的な考え方】

211〇保護と利活用のバランス、行政の適正かつ円滑な運営

(基本法改正案)

(行個法・独個法の法目的、公的部門における保護と利活用のバランス)

212○行政機関等にとっての匿名加工情報

(行政機関等における匿名加工情報の提供の動機)

(検討の当たっての二つのケース分け)

22【行個法・独個法における匿名加工情報】

221○匿名加工情報の個人情報該当性及び規律の整備の考え方

(基本法改正案における匿名加工情報の定義・性質)

(匿名加工情報の構成についての考え方)

(イメージ図) 基本法の「匿名加工情報」と行個法等の「個人情報」

(当面の検討の方針)

<参考 1> 基本法と行個法における個人情報の定義の違い(照合の容易性の削除について)

<参考2> 行個法・独個法の匿名加工情報における個人情報 (B) の性質

(イメージ図) 行政機関等における匿名加工情報

23【匿名加工情報の提供の考え方】

231○匿名加工情報の対象となる情報の範囲

(公的部門における対象情報の考え方)

(「①・②情報」について)

(行開法の不開示情報)

(行政機関等の事務事業に支障が生じる場合)

(匿名加工情報としての提供になじまないと考えられるものの例)

(官民共通の情報)

232○提供先の限定又は自由流通による提供

(民間部門における提供)

(提供先を限定した提供)

(提供先を限定しない提供)

233○行政機関の長の裁量性

(提供の個別判断の必要性)

(匿名加工情報の対象とならない情報の選別)

(行政機関の長等の裁量による提供)

234〇手数料

(徴収の根拠)

(自由流通の場合の課題)

24【匿名加工情報に関する規律】

241○公的部門の匿名加工情報に関する規律

(民間事業者に係る規律)

(公的部門の規律)

(請求権との関係)

(官民における基準)

(表) 匿名加工情報について導入する規律の規定の検討

242○官民連携共同でのルール形成の在り方

(ルール策定へのニーズ及び行政機関サイドの考え方の反映)

Ⅲ 匿名加工情報に係る規律の確保

31【匿名加工情報に関する規律の確保】

311○匿名加工情報に係る規律確保の手段

(行政的監督手段と罰則)

312○基本法改正案における民間事業者に対する規律の確保手段

(行政的監督手段)

(罰則)

(事業所管大臣との関係)

313○委員会による指導、助言等

(「中間的な整理」における考え方)

(基本法改正案附則)

(間間)

(官民における基準の統一)

314○公的部門の匿名加工情報の提供先となる事業者等の監督 (委員会への情報集約等) (提供先への要請)

315○公的部門に特有な事情と必要となる機能 (公的部門の特性を踏まえた指導、助言等)

316○公的部門の匿名加工情報の加工に係る業務 (加工業務の機能の整備の必要性)

317○公的部門の匿名加工情報の運用に関する専門的な機能 (「中間的な整理」)

32【個人情報一般に関する規律】

321○苦情処理の機能

(個人情報一般に関する指摘) (公的部門の苦情処理の在り方)

行個法・独個法の改正に向けた考え方(たたき台)

<法令等略称>

- ○「基本法改正案」:個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別 するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律案(平成 27 年閣法 34 号(3 月 10 日閣議決定))
- ○「基本法」: 個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律 57 号)
- ○「行個法」: 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律 58 号)
- ○「独個法」: 独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律 59 号)
- ○「行開法」: 行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成 11 年法律 42 号)
- ○「独開法」: 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成 13 年法律 140 号)

I 行個法・独個法の改正の目的等

11【基本法の改正と今回の行個法・独個法の改正目的】

111〇匿名加工情報の仕組み導入の背景

(社会経済的背景)

・基本法及び行個法・独個法の制定以降、ITの飛躍的な進展の中で多種多様かつ膨大なデータの収集・分析が可能となり、このことが、新産業・新サービスの創出や我が国を取り巻く諸課題の解決に大きく貢献することが期待されるようになっている。こうした中、パーソナルデータについては、高度な情報通信技術を用いた方法により、本人の利益のみならず公益のために利活用することが可能となってきており、その利用価値は高いと指摘されている。

(基本法改正案の概要)

- ・現行基本法の下でも、個人情報を加工して個人情報でないものとすれば、本人の同意を 得ることなく、目的外利用することや第三者提供することは可能である。しかし、具体 的にどのようにすればそのような提供が可能なのかが条文上明確にされているわけで はない。こうしたこともあり、事業者としては社会的批判を懸念して利活用を躊躇する 状況があるとの指摘がある。
- ・このため、<u>基本法改正案</u>では、「特定の個人を識別することができないように個人情報を加工した個人に関する情報であって、かつ、その個人情報を復元できないようにしたもの」を<u>匿名加工情報と定義</u>し(2条9項)、<u>適切な加工、識別行為の禁止等の匿名加工</u>情報の取扱いに関する規律を整備することとしている(36条~39条)。

(行政機関等に匿名加工情報の仕組みを導入する目的)

・基本法に匿名加工情報の仕組みを導入し、規定を整備する趣旨を踏まえると、<u>行政機関及び独立行政法人</u>(以下「行政機関等」という。)<u>の保有する個人情報</u>についても、個人情報を加工して得られる<u>匿名加工情報の仕組みを導入し、官民を通じて匿名加工情報の利活用を推進することにより、活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資することが期待されるのではないか。</u>

<u>112〇基本法と行個法・独個法の関係</u>

(基本法第6条の規定)

- ・基本法は、官民を通じた「基本法制」に当たる部分(1~3章)と民間部門の一般法に当たる部分(4~6章)で構成されている。公的部門については、<u>基本法6条</u>が「個人情報の性質及び利用方法にかんがみ、個人の権利利益の一層の保護の確保を図るため特にその適正な取扱いの厳格な実施を確保する必要がある個人情報について、保護のための格別の措置が講じられるよう必要な法制上の措置その他の措置を講ずる」としており、これに基づき、行個法及び独個法が制定されている。
- ・基本法を始め<u>現行個人情報保護法制の大綱</u>を示した「個人情報保護基本法制に関する大綱」(平成 12 年 10 月 1 日情報通信技術 (IT) 戦略本部個人情報保護法制化専門委員会)は、以下のように説明している。
 - i)「政府と国民との間においては、<u>行政に対する国民の信頼</u>を一層確保することが求められて」いること。
 - ii)「<u>法律による行政の下に国民一般の利益との調整が重要</u>であるのに対し、私人間に おいては、企業活動における営業の自由等との調整が問題となる」ものであること。
 - iii)「特に、<u>行政機関における個人情報</u>の取扱いに当たっては、<u>法令に基づく厳格な保</u> 護管理の下に置かれるよう、特別な配慮が必要」であること。
- ・これは、これまでの当研究会の検討において、行政機関等の保有する「個人情報の性質 及び利用方法」として、取得プロセスにおいて義務性・権力性が高いものや、秘匿性が 高いものが多く、厳格な取扱いが求められるとしてきたこととも軌を一にしているので はないか。
- ・したがって、今般、行個法に匿名加工情報の仕組みを導入するに当たっては、<u>基本法 6</u> 条との関係においても、行政機関の保有する個人情報の取得プロセスの特質を踏まえ、 行政に対する国民の信頼の確保を図りつつ、国民一般の利益との調整に支障を来すこと のないよう留意して制度改正を行う必要があることになるのではないか。

(行個法・独個法の法目的を踏まえた検討)

・法律改正を検討する際には、当然ながら、改正事由とともに、改正対象となる法律が制定された目的に立ち返って検討することが必要となる。その行個法・独個法は、「行政又は独立行政法人等の事務・事業の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護すること」を目的としている(行個法・独個法各 1 条)。こうした考え方からも、行個法・独個法の改正を検討するに当たっては、これらの法目的との関係に留意しつつ

検討を行う必要があることになるのではないか。

(行個法と独個法の特徴)

- ・現行行個法と独個法の大綱を示した「行政機関等の保有する個人情報の保護に関する法制の充実強化について一電子政府の個人情報保護一」(平成13年10月26日行政機関等個人情報保護法制研究会。以下「平13行個法等大綱」という。)では、行個法と独個法について、「基本法制における基本原則の趣旨を公的部門にふさわしいように具体化」すること、「個人情報取扱事業者の義務等」の規定内容との「整合性を確保」することに加え、以下の点を重視したとしている。
 - i)「<u>行政機関等が保有する情報の公開性</u>」の拡大。具体的には、開示請求制度の対象情報をできるだけ広くすること(内閣の機関や会計検査院を対象機関とし、電算情報以外の情報を対象とするなど)。
 - ii)「<u>行政手続の透明性</u>」の一層の向上。具体的には、開示請求制度に加え、訂正等及 び利用停止等に関する請求制度を設けること、不服申立てに関し第三者的な不服審査 会を設けること。

また、「個人情報」の定義に関して、「現行の行政機関法では、識別容易性を要件としているが、行政機関が保有する個人情報については、情報公開法と同様に、その識別性の判断に特段の容易性を求めないこととする」とした。

12【行個法と独個法の関係及び独法等の扱い】

121〇独個法の位置付け及び行個法に準じた扱い

(独法制度)

- ・独立行政法人は、行政機関ではないが、公共性の見地から確実に実施されることが必要な事務及び事業を実施する法人である(独立行政法人通則法(平成11年法律103号)2条)。独立行政法人については、一部の特殊法人とともに、個人情報の保護に関し、行個法に準じた内容である独個法が整備されている。
 - (注)情報公開法制についても、個人情報の保護と同様に、行開法と独開法が設けられており、 両法の対象法人は、原則一致している。

(行個法・独個法の規律内容の同等性)

- ・「平 13 行個法等大綱」では、<u>独個法は「政府の一部を対象とすると見られる法人を対象</u>とすることから、<u>基本的には行政機関法制と同様の制度</u>とする」とされ、基本的に同一の制度が導入されている。<u>特に、事後救済について</u>は、「政府の一部を構成すると見られる法人」を対象とすることを理由として、<u>独個法の「対象法人がした開示等の決定等は行政処分とし、…行政不服審査法及び行政事件訴訟法を適用</u>する」こととされた。
- ・ただし、「制度の具体化に当たっては、独立行政法人等が、<u>国とは別の法人格</u>を与えられている趣旨にかんがみ、その業務の運営に支障を来さないよう配慮する」とされた。独

個法と行個法の主な規定の違いを見ると、以下のとおりとなっている。

- 一行政機関における個人情報の取得が、適法かつ適正な手続によらなければならないことが当然に要請されるのに対し、独法等及びその職員については、必ずしも行政機関と同様の規範があるわけではないことから、個人情報の適正な取得に関する規定を設けていること(独個法5条)。
- 一法運用の統一性等の判断を、第一次的には対象法人の自己責任と自律性に委ねる観点から、個人情報ファイルを保有しようとする場合の総務大臣に対する事前通知の制度が設けられていないこと。
- -同様の趣旨から、開示請求の手数料の額は、各独立行政法人等が行個法の手数料の額を参酌 して定めることとしていること(同 26 条 2 項)。
- -同様の趣旨から、総務大臣による資料の提出及び説明の要求並びに意見の陳述の規定が設け られていないこと。

122〇独法等の扱い

(独法等の扱いに関する意見)

- ・研究会では、独法等について、一部の独法等や業務を公的部門から切り出して民間部門 と同様の取扱いにできるのではないかとの提案があった。これに関して、以下のような 意見が述べられた。
 - i) 行個法・独個法を含め<u>情報の取扱いを規律する法律</u>においては、<u>情報の種類や内容が極めて多様であり、それらにより取扱いを変えることが困難</u>であるため、行政機関、独法等、民間、又は地方公共団体といった<u>組織類型ごとに取扱いを規定するという法制</u>をとっており、今回の改正に当たっても、個別の独法等や情報の種類によって法制上の扱いを変えることはおよそ困難である(できない)のではないか。
 - ii) 独法等は、行政機関と同じ公的部門に位置付けられているが、主務大臣がいるなど 行政機関とは位置付けが異なる面があるため、行個法と独個法は別法になっている。

(行開法上の課題)

・現行の独個法と独開法において保護対象となる個人情報の範囲は、基本的に整合が図られている。仮に一部の独法等が保有する個人情報を独個法の保護対象から外すのであれば、それらを独開法の対象からも外せるかどうかを別途検討する必要が生じることとなるのではないか。その場合、情報公開の推進の観点(すなわち、公的部門における運営の透明性の確保の観点)からの課題も生じるのではないか。

(公的部門への位置付け)

・以上を踏まえると、独法等は行政機関と同じ公的部門に位置付け、独個法には行個法に 準じた規定を設けるとの扱いにすべきことになるか。どう考えるか。

Ⅱ 公的部門の匿名加工情報の在り方

21【基本的な考え方】

211〇保護と利活用のバランス、行政の適正かつ円滑な運営

(基本法改正案)

・基本法改正案附則 12 条 1 項では、行政機関等の保有する個人情報を用いて作成される 匿名加工情報について、民間部門の匿名加工情報と併せてこれらの「円滑かつ迅速な利 用を促進する観点から…検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとす る」とされている。

(行個法・独個法の法目的、公的部門における保護と利活用のバランス)

- ・前出のとおり、公的部門に匿名加工情報の仕組みを導入する検討を行う際には、行個法・独個法が基本法と別法とされていること、法目的に違いがあることを踏まえて検討を行う必要がある(112の3パラ「行個法・独個法の法目的を踏まえた検討」参照)。
- ・<u>行個法・独個法への匿名加工情報の導入は、これらの法律による個人の権利利益の保護</u> や行政の適正かつ円滑な運営に十分配慮した上で進める必要があることになる。

212〇行政機関等にとっての匿名加工情報

(行政機関等における匿名加工情報の提供の動機)

- ・行政機関等が<u>匿名加工情報を提供</u>する場合、<u>当該行政機関等の所掌事務の範囲内の活動</u>として行われなければならない(注)。また、行政機関等は、民間事業者と異なり、営利を目的として匿名加工情報を提供することはない。したがって、本件の検討に当たっては、民間事業者側に単に商業利用等のニーズがあるからといって、多くの場合、それだけで行政機関等が匿名加工情報を提供することにはならないことに留意して仕組みを検討する必要があるのではないか。
 - (注)「行政機関は、個人情報を保有するに当たっては、法令の定める所掌事務を遂行するため 必要な場合に限り、かつ、その利用目的をできる限り特定しなければならない」(行個法3条 1項)。独個法3条1項もほぼ同旨

(検討の当たっての二つのケース分け)

- ・提供のあり方としては、大きく次の二つのケースがあり得ることを想定して検討することが必要ないし有益ではないか。
 - i)(程度や内容は様々であるが)利用目的や提供先が制限されるケース
 - ii)作成した匿名加工情報が行開法の不開示情報(5条各号)に該当しないのであれば、 利用目的や提供先を限定せずに提供するケース

22【行個法・独個法における匿名加工情報】

221〇匿名加工情報の個人情報該当性及び規律の整備の考え方

(基本法改正案における匿名加工情報の定義・性質)

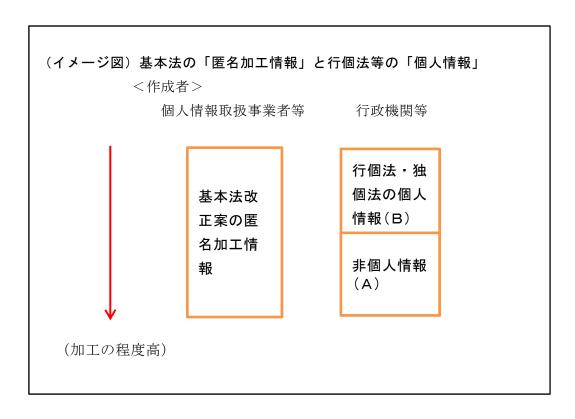
- ・基本法改正案では、匿名加工情報は、特定の個人を識別することができず、作成に用いた個人情報を復元することができないように加工したものであり(2条9項柱書き)、情報を削除・置換することと(同項1号)、作成の元となった個人情報との間の共通の識別子を削除すること(同項2号)、そして加工方法の秘匿、アクセス制限(36条2項)を設けることによって、元となる個人情報との対応関係を曖昧化した状態とし、かつ、照合の手段を凡そ無くしたものであり、また、実際に個人情報に係る本人を識別することは禁止されている(36条5項、38項)。このような制度的な担保の下、作成の元となった個人情報を通常の業務における一般的な方法で照合することができる状態にあるとは言えないことから、「個人情報ではないもの」と整理されている。
- ・<u>行個法・独個法</u>における匿名加工情報の仕組み<u>についても、基本法改正案におけるこの</u> ような整理を踏まえて検討する必要がある。

(匿名加工情報の構成についての考え方)

- ・基本法における匿名加工情報と行個法・独個法における匿名加工情報が、<u>官民の間で相互に流通</u>し、匿名加工情報の<u>円滑な利活用</u>が行われるようにするためには、<u>基本法において匿名加工情報とされる情報と同様の情報は、行個法・独個法においても匿名加工情報とされるようにしておくことが望ましい</u>ものと考えられる。この一場面として、後掲イメージ図を見ると、「基本法改正案の匿名加工情報」=「非個人情報(A)+行個法の個人情報(B)」ということになるのではないか。
- ・<u>この場合、行個法・独個法上の匿名加工情報は、行個法・独個法上の非個人情報(A)と個人情報(B)の両方に該当する場合があると考える</u>ことになる。 ただし、次に述べる見解のように、基本法と行個法・独個法の照合性の違いに起因する個人情報の範囲の違いが概念的なものであると考えれば、実際に匿名加工情報として利用される情報の種類や内容にもよるため一概には言えないとしても、<u>非個人情報(A)のケースが多いないしほとんどであるとも考えられることに留意する必要がある。</u>
- ・研究会では、以下のような理由から、個人情報 (B) は検討の対象とする必要が無いのではないかとの意見が述べられた。
 - i) <u>行個法・独個法における匿名加工情報</u>についても、基本法改正案におけるのと同様、 非個人情報と考えるべきではないか。
 - ii) 識別可能な情報を匿名加工情報として利活用することには、国民の理解が得られないのではないのか。
 - iii) <u>個人情報(B)</u>の類型は観念的にはあり得ても、<u>実例を挙げることが困難</u>であり、 具体的には存在しないのではないか。その証左として、審査会等の<u>実務においても、</u> <u>個人の権利利益の侵害可能性で判断をする</u>のであって、照合可能性で線引きをしてい ることはない。
 - (注)個人情報(B)について、個人情報(B)とはそれ自体で特定個人が識別できる情報では

ないこと、その意味では特定個人の識別性が必ずしも高いものではないものと考えられることについて、<参考2>参照

- ・他方、以下のような理由から、(仮に結果として個人情報 (B) は実際にはほとんど該当するものがないとしても、)研究会では、<u>差し当たり検討の手順として個人情報 (B) も</u>検討対象に入れておくことがよいと考えるとの意見が述べられた。
 - i) 個人情報(B) を含む制度の建付けができる可能性もあるのではないか。検討の選択肢を広く取る観点から、検討はした方がよい。
 - ii) 特に独個法について、個人情報 (B) を含めたものと考える余地があるのではないか。
 - iii) もし行個法・独個法の匿名加工情報が個人情報 (B) を含まないとすれば、実際には利用価値の低い情報となってしまうのではないか。



(当面の検討の方針)

- ・このため、<u>まずは非個人情報(A)を想定した規律の整備を検討することとした上で、</u> 仮に個人情報(B)に該当する情報が含まれると判断された場合にも対応し得るように 仕組みを検討することとしてはどうか。
- ・その際、個人情報(B)部分については、基本的な考え方として、非個人情報(A)部分と同様に匿名加工情報としての規律がかかることに加え、現行の行個法・独個法の個人情報に関する規律もかかるものと考える必要があるのではないか。
- ・すなわち、非個人情報 (A) については、基本法が個人情報ではないものと整理した上で必要な規律が設けることを踏まえると、行政機関等においても、個人情報ではないことから、基本法と同様の規律を整備すれば、提供に当たって特段の差し支えはないので

はないか。

他方、個人情報(B)については、(匿名加工されたものであるので非個人情報(A)と同様に提供してもよいとも考えられるが、)現行の行個法・独個法においても、厳格な保護の要請に応じた規律(第三者提供の際の特別の理由や安全管理措置)が設けられていること、基本法上の民間部門の規律の対象は事業者に限られていることを考慮すると、基本法と同様の規律に加えて、行個法上の個人情報に関する規律を課す必要についてどのように考えるか。

・なお、以上では、基本法の匿名加工情報と行個法・独個法の匿名加工情報の範囲が一致することを前提としたが、<u>基本法と行個法・独個法では法目的が異なり</u>、行個法・独個法では<u>より厳格な個人情報の保護を図っていることに鑑みれば、両者における匿名加工情報の範囲を合わせる必要は無いと考える余地</u>もあり得るのではないか。どう考えるか。また、基本法と行個法・独個法では個人情報の定義の規定が異なることから、基本法と「同じ内容」の匿名加工情報を行個法・独個法にどのように規定するか。

<参考 1> 基本法と行個法における個人情報の定義の違い(照合の容易性の削除について)

行個法立案時の考え方(総務省行政管理局個人情報保護室「行政機関等個人情報保護法案立案関係資料集 平成 15 年 7 月 」)

- 2 改正法案の考え方(照合の容易性の要件を削除することについて) (中略)
- 照合容易性の要件についても、行政機関が保有する個人情報の保護を充実強化するという観点から検討を行った結果、以下の理由から、改正法案においては、これを法文上明記しないこととした。
- ① 対象範囲の拡大に伴い、対象となる個人に関する情報の性質及び内容も、照合の対象となる 他の情報の範囲も千差万別となる。このため、照合可能な情報の範囲を容易に入手可能な情報 に限定してしまうと、情報の性質や内容によっては、個人の権利利益保護に欠ける場面も想定 され、適当でないこと。(※)
 - ※ 行政機関法では、個人が識別できない情報は対象外としていることから、例えば、個人情報から、個人が識別できる部分を除外すれば、当該情報は最早「個人情報」ではなく、目的外利用・提供制限に関する規定は適用されない。(したがって、個人識別情報であれば許される範囲を超えている場合であっても、個人識別情報を除くことによって、目的外利用・提供を行うことができることとなる。)

行政機関の長が、一般に容易に入手し得る情報と照合することで個人が識別することができるかどうかという基準により個人識別情報を除外し、外部の者に提供しても、受領者(又は受領者からの転得者)によっては当該情報の入手が容易であることがあり得る。

個人の権利利益保護を充実強化する観点からは、行政機関の長は、このような場合、一般 に容易に入手し得る情報を基準とすべきでなく、当該者を識別するために実施されると考え られる全ての手段について、合理的な範囲で考慮することが適当である。

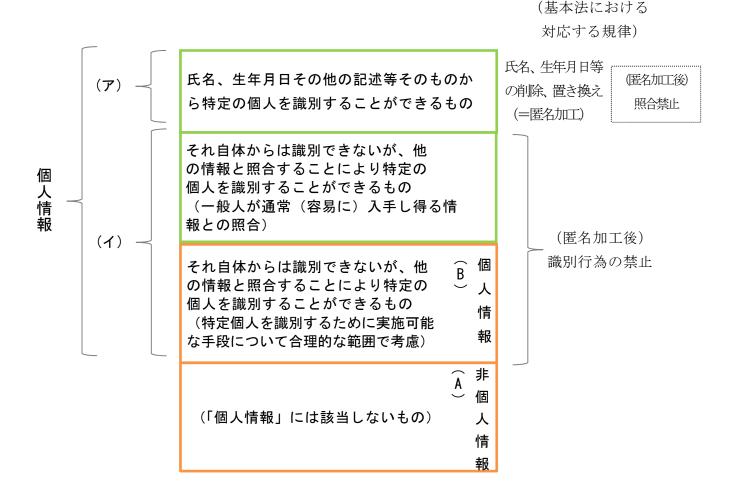
② 基本法制(注)では、現行の行政機関法と同様、他の情報との照合が容易でない場合は個人 情報の範囲から除外しているが、基本法制は、民間の事業者をも対象とし、必要最小限の規律 を定めるものという同法の目的との関係で必要十分な範囲を定めたものである。行政機関法制 において、個人の権利利益保護を充実強化する観点から、照合容易性を要件としないことは、 個人情報保護法制の趣旨に何ら反するものではないこと。

- (注) 個人情報の保護に関する法律
- ③ <u>情報公開法</u>では、個人に関する情報を<u>不開示情報</u>とし、その範囲について、「…当該情報に含まれる氏名、生年月日、その他の記述等に特定の個人を識別できるもの(他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)…」としており(第5条第1号)、照合容易性を要件としていない。 開示・不開示の判断に当たっての両法制の運用の統一性を図る観点からは、個人情報の範囲を同様にしておくことが望ましいこと。

<参考2> 行個法・独個法の匿名加工情報における個人情報(B)の性質

- ○個人情報 (B) が存在する場合の識別性の程度
- ・行個法上の個人情報には、定義上、次の2種がある。つまり、<u>それ自体で特定の個人の識別ができるもの(ア)とそれ自体では特定の個人の識別はできないもの(イ)</u>である。
 - (ア) 生存する個人に関する情報(注)であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の 記述等そのものから特定の個人を識別することができるもの
 - (イ) それ自体からは識別できないが他の情報と照合することにより特定の個人を識別すること ができるもの
 - (注)基本法改正案では、個人情報の定義として、生存する個人に関する情報であって、個人識別符号が含まれるものが追加されている。個人識別符号は、単体で特定の個人を識別できるものであるので、上記の(ア)に該当する。
- ・匿名加工とは、氏名等の記述の削除・置き換えが行われることであるから、
 - -上記(ア)の情報は、匿名加工により、当該部分から特定の個人を識別することができない状態にまで加工されることになる。この結果、非個人情報(A)又は個人情報(B)になるが、この場合の個人情報(B)は、それ自体で個人識別ができるものではなく、(イ)情報である。
 - -上記(イ)の情報は、匿名加工により、少なくとも、一般人ならば通常入手し得る情報と照合することによっても特定の個人を識別することができない状態にまで加工されることになると考えられる(ただし、特定の者であれば入手し得るかもしれない情報と照合することによって識別される可能性は残る)。この結果、非個人情報(A)又は個人情報(B)になるが、この場合の個人情報(B)も、それ自体で個人識別ができるものではなく、(イ)情報である。
- ・仮に<u>匿名加工情報にこのような個人情報(B)が含まれる場合であっても、それは当該情報に含まれる記述等そのものから特定の個人を識別することができる上記の個人情報(ア)ではなく、</u>それ自体では個人の識別ができない情報である<u>個人情報(イ)、つまり、他の情報と照合して初</u>めて特定の個人を識別し得るものであることになる。
- ・なお、未加工の状態の個人情報であって上記(イ)に該当するもののうち、仮に、特別の調査を すれば入手し得るかもしれない情報と照合することによって識別される可能性のある情報(個人 情報(B)と同等の情報)がある場合に、そうした情報を匿名加工情報として提供することが可 能なのか、また匿名加工情報に関する規律が適用されるかについては、整理が必要である。

(イメージ図) 行政機関等における匿名加工情報



23【匿名加工情報の提供の考え方】

231〇匿名加工情報の対象となる情報の範囲

(公的部門における対象情報の考え方)

・基本法改正案では、匿名加工情報の導入を含めた今般の法改正の理由について、「個人情報の保護及び有用性の確保に資するため、…当該符号の削除等により個人情報の復元ができないように加工した匿名加工情報の取扱いについての規定を定め」るとしている(同法案理由)。公的部門に匿名加工情報の仕組みを導入する際には、公的部門の特性を踏まえれば、行政機関等が保有する情報の民間利用等を推進するという観点とともに、行政の適正かつ円滑な運営等に支障が生じる情報が提供されないようにするという観点にも留意する必要があるのではないか。匿名加工情報として提供可能な情報の範囲を検討する際に、提供により支障が生じ得る情報についてどのように考えるべきか。

(「①・②情報」について)

・「中間的な整理」における「③・④情報」(行政機関等が民民と同等の関係で取得・保有

しているもの等)の考え方は、(「中間的な整理」での検討の前提であった個人特定性低減データではなく)匿名加工情報の場合にも、提供可能な情報のメルクマールと考えられるか。同様に、「①・②情報」の考え方(取得プロセスの権力性・義務性があり、また本人にとって秘匿性の高いもの)は、提供になじまない情報のメルクマールであるかどうか(注)。

- (注) ただし、「中間的な整理」においても、「①・②情報」の中には、例外的に利用可能(提供可能)な情報も含まれる場合があるとされていた。
- ・上記の「①・②情報」については、匿名加工情報には加工の程度の高い非個人情報(A) の場合があることや、また提供先を限定する方法を採ること等も考えれば、今後の各行 政機関等による精査で提供できるものが現れることも考えられる。しかしながら、いず れにしても 「①・②情報」を厳密に分類、類型化することには困難があることも踏まえると、法制上どのような仕組みにすることが考えられるか。
- ・ただし、以上については、「中間的な整理」では「個人特定性低減データ」を検討の前提 としていたのに対し、現在は匿名加工情報について検討しているのであるから、<u>これら</u> の情報分類も、匿名加工した後の匿名加工情報そのものについてではなく、元となる加 工前の個人情報についての分類論であることに注意を要する。

(行開法の不開示情報)

- ・匿名加工情報の提供先を限定しない場合は、行開法の規定の趣旨を踏まえれば、行開法 5条1項各号に掲げる不開示情報に該当する情報は、同法7条による公益上の理由によ る裁量的開示に該当する場合を除き、提供することはできないと考えるべきではないか。 すなわち、行開法5条2~6号又は独開法5条2~4号の不開示情報に該当する情報と、 行個法・独個法が匿名加工情報として提供できない情報の範囲は、これらの法律により 開示又は提供しないことによる法益が一致すると考えられるので、両者は同範囲となり、 結果、匿名加工情報として提供できない情報の範囲は行開法・独開法の不開示情報のリ ストと基本的に一致していると考えることができるのではないか。
- ・この点について、研究会では、以下のような意見が述べられた。
 - i) 大筋の考え方はよいが、<u>匿名加工情報が行開法 5 条 1 号の利益侵害情報に当たる場</u>合には両者にズレが生じると考えられるため、さらに精査が必要ではないか。
 - ii) そもそも行政の情報提供施策と情報公開請求に基づく開示は別のものであって、前者で情報提供できるか否かが後者の開示・不開示の範囲と直結しているという考え方は疑問ではないか。

(行政機関等の事務事業に支障が生じる場合)

・仮に上記の匿名加工情報と行開法の関係の整理が大筋で適当であるとすれば、逆に言えば、<u>匿名加工情報の提供により行政機関等の事務事業の適正な遂行に支障が生じる場合</u>にも、提供は適当ではないと言えるのではないか。

(匿名加工情報としての提供になじまないと考えられるものの例)

- ・以上の検討から、匿名加工情報として提供できない(なじまない)情報の範囲として考えられるものの例は、以下のようになるか。
 - -元情報が「①・②情報」(取得プロセスの権力性・義務性があり、また本人にとって秘 匿性の高いもの) であるもの
 - 一作成した匿名加工情報が行開法・独開法の不開示情報のリストに該当するもの
 - 提供する行政機関等の事務事業の適正な遂行に支障を生じるもの
- ・このように<u>行政機関等が匿名加工情報として提供することができない(なじまない)情報については、精査の後に適切な内容を各行政機関が提供先を裁量的に決めることを前提として、法令に明記するか又は裁量的判断のための各行政機関の横断的なガイドライン等に記載すべきではないか。</u>

その際、提供することができない(なじまない)情報と提供し得るはずのもの(なじむはずのもの)についての具体的な判断についてのこれまでの知見の蓄積を活かすことは有益なのではないか。

(官民共通の情報)

- ・基本法改正案附則 12 条 1 項は、官民の匿名加工情報について、共通的に利用する場合も 含め、これらの円滑かつ迅速な利用を促進する趣旨と考えられる。
- ・この点について研究会では、以下のような意見が述べられた。
 - i)例えば、「国立病院が保有する医療情報」と「民間病院が保有する医療情報」は基本的に官民共通の情報と認識されるが、「民間金融機関が保有する個人の資産に関する情報」と「給付等を行う公的部門が保有する個人の資産に関する情報」及び「民間信用機関が保有する個人の信用情報」と「捜査機関が保有する個人の経済活動歴に関する情報」は、権力的・義務的な収集プロセスであるかどうかの観点からは違いがあるのではないか。
 - ii) <u>これまでの議論でも医療情報以外の具体例が出ていない</u>という事実もある程度考慮していかなければならないのではないか。
 - iii) 実際の情報の範囲に関して、例えば、「民間の医療情報はある範囲でしか保護されていないが、行政機関はより広い範囲が保護されている」といったことは、ほとんどないのではないか。

232〇提供先の限定又は自由流通による提供

(民間部門における提供)

・民間部門における匿名加工情報の提供は、事業者間における自由な契約等による。この ため、基本法改正案では、提供に当たり必要な手続が規定されているが(基本法改正案 37条)、流通(又は二次流通)を制限する規定は無い。ただし、事業者間の契約等によ って、二次流通を制限することも、もとより可能である。

(提供先を限定した提供)

・行個法・独個法における匿名加工情報の場合、公的部門の性格から、提供の方法も民間

部門とは違いが生じるのではないか。

- i) <u>匿名加工情報を行政機関の所掌事務の遂行に資するために提供すると考えれば、提供の在り方は、どのような情報をどのように提供することがこの目的に適うのかの判</u> 断によることになるのではないか。
- ii) 匿名加工情報が個人情報(B) を含むケースが存在する場合に、その部分に個人情報としての規律がかかるとすれば、民間部門のような自由な流通を認めることが適当でない場合が生じ得るのではないか。
- iii)ii)について、例えば、行個法・独個法の匿名加工情報が提供先にとって有用性の高い情報であるためには、加工の程度は相対的に低くなるが、そうすると安全管理上提供先の限定が必要となるのではないか(加工の程度と提供先の限定のトレードオフ関係)。そのような有用性が高く情報内容が豊富な情報に、仮に個人情報(B)を含むケースが存在すれば、現行の個人情報の規律を適用する必要があり、個人情報に該当する部分は提供先における利用目的が制限されることになるため、二次流通を認めることは適当ではなく、原則として限定された提供先に提供する方法をとることが適当である場合があるのではないか。
- ・こうした提供先の限定に関し、研究会では、以下のような意見交換があった。
 - i) 行政機関等が提供先での利用制限を契約で行う場合、民間主体と契約を結ぶのに一般に個別の法律上の根拠が必要かというと、それがなくても可能ではないか。
 - ii) 利用目的を限定し特定の提供先に提供する形は統計法の匿名データに近いのではないか。他方、統計法の場合は提供が認められる要件が現在議論しているものより厳しいのではないか。

(提供先を限定しない提供)

- ・他方、加工の程度が高く、非個人情報 (A) に該当する匿名加工情報を、民間部門の匿名加工情報と合わせて自由に流通させる形で利用するニーズも存在し得るのではないか。行政機関等の匿名加工情報についても、もはや非個人情報 (A) しか含まれない程度にまで加工した情報であれば、こうした提供の方法を採ることが可能であるか。
- ・対象を限定せず提供する場合は、結果として当該情報を公にしたことと同じこととなり、 提供した情報について、提供元の行政機関に対し情報公開による開示請求があれば、通 常は情報公開法 5 条 1 号には該当しないと考えられるため、他の不開示事由に該当しな い限り開示されることになるのではないか。
 - さらには、政策の一つとして、特に利用の要望の高い情報については、<u>オープンデータ</u> (API等)として提供先を限定せずに提供することが適当な場合もあるか。
- ・なお、研究会では、提供先を限定せずに提供する場合は、結果として「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」(行開法 5 条 1 号イ)に該当することとなり、行開法の開示請求があった場合に開示されることになる可能性があるし、少なくともそのような実務上の判断を想定しておく必要があるとの意見が述べられた。

233〇行政機関の長の裁量性

(提供の個別判断の必要性)

- ・以上のような提供の仕組みを念頭に置けば、<u>匿名加工情報の提供</u>に当たっては、<u>提供が 行政上の目的に資するか</u>どうかや、<u>各情報について必要な加工の程度</u>、さらには<u>どのよ うな提供の方法を採るべきか等について、個別事案に即した判断が必要</u>となるのではな いか。
- ・民間部門においても事業者同士の取引や契約により、提供の必要性や合理性に基づき提供の判断がなされることからすれば、行政機関等においても裁量を認めることが必要かつ適当ではないか。

(匿名加工情報の対象とならない情報の選別)

・(231「匿名加工情報の対象となる情報の範囲」(p13)で述べたとおり、)行政機関の保有する個人情報には、(「①・②情報」、「不開示情報」、「支障情報」等の)そもそも匿名加工をしても情報として提供することにふさわしくない情報があるか。もしあるとすれば、仮にそのような情報の厳密な分類、類型化は困難な場合は、行政機関の長等の判断に委ねざるを得ないということになるのではないか。

(行政機関の長等の裁量による提供)

- ・こうしたことからすれば、匿名加工情報の提供は行政機関の長等の裁量による仕組みと すべきということでよいか。
- ・研究会では、関連して、以下の意見が述べられた。
 - i) 行政機関の長等の裁量に委ねる場合であっても、法令上の提供先を広くとるケースでは、行政機関の長等がその選定の困難さから<u>提供を萎縮しないような仕組みと運用</u>上の工夫が必要ではないか。
 - ii) 行政機関の長等の裁量に<u>問題が生じた場合</u>(提供すべきものを提供しない場合や、 逆に提供すべきでないものを提供した場合)に個人情報保護委員会又は総務大臣が<u>コ</u> ントロールする仕組みを検討しておくべきではないか。

234〇手数料

(徴収の根拠)

- ・提供の方法に密接に関係する課題として、手数料の設定がある。
- ・匿名加工情報の提供は、行政機関が行政目的に資するために行うものであるとすれば、 そもそも手数料を取る理由が無いとの考え方もあり得る。
 - しかしながら、<u>匿名加工情報は提供先の要望に応じて行政機関等がカスタマイズして提供する仕組みであり、提供先ごとに一定のコストがかかるのであれば、手数料をとることが可能なのではないか。</u>
- ・そして、このコストは、提供の方法が、<u>提供先を限定した場合であっても、自由な流通を認める場合であっても、行政機関等が提供する提供先ごとに生じるのであるから、提供の方法に関係なく取ることが適当ではないか。</u>

(自由流通の場合の課題)

・仮に<u>自由な流通による提供を認める場合</u>、特にオープンデータのような方法での提供を 行う場合には、当初に利用の要求をした提供先からは手数料を取り、それ以外には無償 で提供することになると思われる。この場合、取扱いに違いが生じると考えられるが、 当初の提供先からはその要望に応じた加工のコストがかかるという理由で手数料を取 ることができるか。

24【匿名加工情報に関する規律】

241〇公的部門の匿名加工情報に関する規律

(民間事業者に係る規律)

・基本法改正案では、「匿名加工情報取扱事業者等の義務」(36条~39条)として、匿名加工情報の作成等に係る個人情報取扱事業者の義務と、匿名加工情報の提供を受けた匿名加工情報取扱事業者の義務を規定している(後掲表中の左欄参照)。

(公的部門の規律)

- ・基本法改正案における匿名加工情報と公的部門における匿名加工情報が、官民間で相互に流通し、全体として匿名加工情報の円滑な利活用が行われるようにするためには、公的部門の匿名加工情報についても、基準に従った加工、識別行為の禁止、安全管理措置等に関して基本法と同様の義務を掛ける必要があるのではないか。具体的には、行政機関等が匿名加工情報を作成・提供する場合は、基本法改正案 36 条に相当する規定を、提供を受ける場合については、基本法改正案 37 条~39 条に相当する規定を整備することが必要ではないか(後掲表中の右欄参照)。
- ・行個法・独個法は基本法よりも個人情報を厳格に管理していること、正当な理由がある場合行政として行わなければならない行為もあり得ることなどの違いも踏まえ、36~39条の各規律を基本法改正案と同様にかければよいのかについて検討することが必要ではないか。
 - 研究会では、識別行為の禁止義務(特に基本法改正案 38 条)について、これが行政機関等にかかるか否かにより、行政機関等が(基本法上の匿名加工情報で)照合は可能だが容易照合はできないものを取得した際に、行個法・独個法上の個人情報に当たるか否かが異なってくるため、検討が必要であるとの意見が述べられた(後掲表中※参照)。
- ・行政機関等が民間事業者が作成した匿名加工情報の提供を受けた場合、これは個人情報 となるのか、それとも匿名加工情報となるのか。また、もし匿名加工情報の扱いになる とした場合、行政機関等は当該匿名加工情報をそのまま外部に提供してよいか。
- ・研究会では、匿名加工情報の規律に関し、基本法改正案 36 条 5 項を公的部門でどのようにするかが課題ではないか、仮に 36 条~39 条を行個法・独個法にも規定するのであれば、例えば安全管理措置等が努力義務でよいのか等についても検討が必要ではないかとの意見が述べられた。

(請求権との関係)

- ・匿名加工情報に仮に個人情報 (B) に該当するものがあれば、<u>請求権(開示、訂正等及び利用停止等)の対象</u>となると考えられるが、非個人情報 (A) に該当するものであっても、<u>例えば加工が不十分である等の理由で個人情報の取扱いの問題として請求がなされれば対象になると考えられる。この点において両者に違いは無いのではないか。</u>
- ・また、これらの請求の結果の処分について不服があれば、不服申立の対象となることで よいか。

(官民における基準)

- ・<u>官民に共通する情報</u>についての円滑な利活用を考えると、その前提として、<u>公的部門の</u> <u>匿名加工情報の加工の基準についても、特段の理由のない限り、原則民間部門と同一の</u> <u>ものとするか、又は民間部門をベースに作成したものとすることが合理的</u>と考えられる ということでよいか。
- ・官民に共通する情報ではなく、<u>公的部門に特有の情報</u>(p12(官民共通の情報)参照) <u>については、その特性に応じ考慮すべき要素があるか</u>。また、例えばどのような情報が それに当たるか。

仮に特性に応じ考慮すべき要素がある場合には、その内容に応じて検討することが必要 になるのではないか。

(表) 匿名加工情報について導入する規律の規定の検討

	基本法改正案(民→民)		新たに規律の整備が必要か	
	(同案による改正後の基本法の条項)			
	条項	規定内容	官→民	民→官
作成者に対する規律	36条	委員会規則で定める基準に従い加工	・行政機関等に対す	民間事業者が作成し
	1項		る規律として整備が	た匿名加工情報の提
	2 項	加工の方法等に関する情報の漏えい	必要ではないか。	供先から行政機関等
		防止のための安全管理措置	・その際、何らかの	が除外されていない
	3 項	作成時に、匿名加工情報に含まれる	修正等が必要になる	ことから、特に規定
		個人に関する情報の項目を公表	か要検討。	を設けない限り、基
	4項	提供時に、個人に関する情報の項目		本法の規定が適用さ
		等を公表するとともに、提供先に匿		れるのではないか。
		名加工情報である旨を明示		
	5 項	識別行為の禁止		
	6 項	安全管理措置等 (努力義務)		
提供を受けた者に対する規律	37 条	提供時に、個人に関する情報の項目	基本法では匿名加工	・行政機関等に対す
		等を公表するとともに、提供先に匿	情報の提供を受ける	る規律として整備が
		名加工情報である旨を明示	場合の規律につい	必要ではないか。
	38 条	識別行為の禁止	て、当該匿名加工情	・その際、何らかの
	39 条	安全管理措置等 (努力義務)	報の作成者が誰かを	修正等が必要になる
			限定していないた	か要検討。例えば38
			め、特に規定を設け	条については、正当
			ない限り、基本法の	な理由がある場合に
			規定が適用されるの	適用除外とする必要
			ではないか。	があるか (※)。

242〇官民連携共同でのルール形成の在り方

(ルール策定へのニーズ及び行政機関サイドの考え方の反映)

- ・<u>官民共同で匿名加工情報の利活用</u>が具体的に想定されるような分野では、<u>基本法及び行</u> 個法・独個法という法令が直接に定める規律に加えて、認定個人情報保護団体の自主規 制ルールである個人情報保護指針の策定が期待されると考えられるのではないか。
- ・この点について、研究会では、以下のような意見が述べられた。
 - i) そのような分野では公的部門も民間部門も総合する形で個人情報保護指針を作りたいというニーズがあるのではないか。
 - ii)官民が連携共同して情報がしっかりフローする形で<u>ルールを作る際には、そのプロセスにおいて官の側の論理についてもしっかり反映されることが重要</u>であり、そのためには、第三者機関や総務大臣の関与をどのように考えればよいか考えておくことが重要ではないか。

Ⅲ 匿名加工情報に係る規律の確保

31【匿名加工情報に関する規律の確保】

311〇匿名加工情報に係る規律確保の手段

(行政的監督手段と罰則)

- ・法令に規定した規律の遵守を民間主体に求める手段としては、一般に、<u>行政的な監督手</u> <u>段</u>によるものと、規律対象の組織又はそれらを構成する者に対する<u>罰則</u>という大きく二 種の手段があるのではないか。
 - (注) ほかに、「公表」といった手段もある。
- ・行政的な監督手段としては、一般に、事実関係の把握の手段である報告徴求や立入検査 と、把握した事実関係に基づいて規定遵守等の法令等の遵守を求める指導、助言、勧告、 命令といった手段が考えられるのではないか。また、これらの手段のうち、報告徴求や 立入検査、命令については、その実効性確保のため、必要に応じ罰則で間接強制が掛け られることが想定されるのではないか。

312〇基本法改正案における民間事業者に対する規律の確保手段

(行政的監督手段)

- ・<u>基本法改正案</u>では、個人情報保護委員会は、<u>民間事業者</u>である「個人情報取扱事業者等」 (匿名加工情報の作成元である「個人情報取扱事業者」及びその提供を受けて事業の用 に供する「匿名加工情報取扱事業者」の両者を指す。)に対し、以下のような監督上の 権能を有している。
 - i)「報告」の徴求及び委員会の職員による「立入検査」(40条1項)
 - ii) 匿名加工情報の取扱いに関し必要な「指導及び助言」(41条)
 - iii) 関連規定に違反する場合に個人の権利利益を保護するため必要があると認めるとき、 当該違反行為の中止その他<u>違反を是正するために必要な</u>措置をとるべき旨の「<u>勧告</u>」 (42条1項)
 - iv) 正当な理由なく勧告に係る措置をとらない場合において個人の重大な権利利益の侵害が切迫していると認めるとき、<u>勧告に係る措置をとるべき</u>ことの「<u>命令</u>」(42条2項)。一定の関連規定(加工基準、安全管理措置義務、情報項目公表義務、識別行為禁止)に違反する場合に個人の重大な権利利益を害する事実があるため緊急に措置をとる必要があると認めるとき、当該違反行為の中止その他<u>違反を是正するため必要な</u>措置をとるべきことの「命令」(42条3項)

(罰則)

- ・42条2項及び同3項の命令違反に対し、「6月以下の懲役又は30万円以下の罰金」
- ・40条1項に対する虚偽報告、拒否等に対し、「30万円以下の罰金」

(事業所管大臣との関係)

- ・政令で定めるところにより、40条1項の「報告」徴求及び「立入検査」の権限を事業所 管大臣に委任できる。
- ・<u>事業所管大臣</u>は、違反行為があると認めるときその他個人情報等の適正な取扱いを確保 するために必要があると認めるときは、個人情報保護<u>委員会に対し、適当な措置をとる</u> べきことを求めることができる(45条)。

313〇委員会による指導、助言等

(「中間的な整理」における考え方)

- ・「中間的な整理(その2)」においては、公的部門への匿名加工情報の導入に当たっては、 総務大臣は各行政機関に対して、現行行個法に基づく法施行状況の報告の求め、資料提 出・説明要求、及び意見の陳述の求めの権限を引き続き持つとともに、本政策全体の推 進、匿名加工情報の作成に関する基準の策定・運用等の機能、権限を付加することとさ れた。その上で、新たに設置される第三者機関が「民間部門におけるプライバシー保護 に関する専門性、分野横断的立場での知見」を有する立場から、総務大臣に対し法執行 状況の報告の求め、各行政機関への権限行使の求め及びその結果の報告の求めを行うこ とができるとされた。
 - (注1)「中間的な整理 (その2)」(本年1月公表)では「匿名加工情報」との記述がされているが、実態としては「個人特定性低減データ」(個人情報に当たるもの)を対象とした取扱い等の検討結果を取りまとめている。
 - (注2) 現行行個法における監督的手段
 - ・個人情報ファイルの保有等に関する事前通知(10条)
 - ·施行状況調査(49条)
 - ・行政機関の長に対する資料の提出及び説明の要求 (50条)
 - ・行政機関の長に対する意見の陳述(51条)
 - ・行政機関の職員等に対する罰則(53~56条)

(基本法改正案附則)

- ・<u>基本法改正案では、</u>「個人特定性低減データ」は個人情報に該当しない「匿名加工情報」に変更され、さらに同法案<u>附則 12 条 1 項</u>においては、<u>匿名加工情報について「円滑かつ迅速な利用を促進する観点から、行政機関等匿名加工情報の取扱いに対する指導、助</u>言等を統一的かつ横断的に個人情報保護委員会に行わせること」とされている。
- ・同附則の趣旨を踏まえ、行個法・独個法における匿名加工情報についての規律(注)を 担保するための監督の機能(「指導、助言等」)の在り方を検討する際には、行個法・独 個法が「法律による行政の下に国民一般の利益との調整」(112 参照)を行う法制である との建て付けを踏まえると、行政機関に対するのと民間の事業者等に対するのとを分け て、具体的に検討する必要があるのではないか。
 - (注)内容は、241「公的部門の匿名加工情報に関する規律」及び(表)「匿名加工情報について導入する規律の規定の検討」を参照
- ・同附則の規定の趣旨を踏まえれば、基本法におけるのと同様に、委員会が公的部門の匿

名加工情報の提供先である民間部門の事業者を監督することが必要ではないか。また、その際の監督手段の内容としては、312「基本法改正案における民間事業者に対する規律の確保手段」にあるものと同様と考えることでよいか。

- ・ただし、行政機関等に対する規律の確保手段としての監督(指導、助言等)の在り方を 検討する際には、次のような点についての検討が必要ではないか。
 - 匿名加工情報の取扱いについて委員会が指導、助言等を行うこととする場合、<u>個人情</u>報についての従来の制度・体系との整合性についてどう考えるか。
 - -匿名化したものではあるが、外部提供の仕組みを前提とする<u>匿名加工情報と</u>、匿名化等の措置を施してはいないが、基本的には組織内部で利用される<u>個人情報とを比較し</u>た場合の両者の保護の必要性の程度についてどのように考えるか。
 - ー上記のバランスを踏まえた上で、<u>委員会が行う「指導、助言等」の具体的な内容</u>を検 計する必要があるのではないか。

以上の検討の前提として、委員会の勧告、命令、立入検査といった強い権限は行政機関 等には及び得るのか。仮に及ぶとした場合、その考え方をどのように整理するか。

(罰則)

- ・民間部門において事業者間の自由な取引等に委員会が関与する場合とは異なり、公的部門から提供される匿名加工情報に関しては、行政機関等が法律を遵守して提供され、何らか問題があった場合にも委員会が指摘をすれば是正されるのが前提と考えられているのではないか。以上を踏まえると、罰則の在り方を考えるに当たっても、民間部門と行政機関等とは別に考えることが適当か。
- ・行政機関等の法令違反・義務違反に対し、基本法における匿名加工情報取扱事業者等に 対するのと同様に (p18 参照)、罰則による担保措置を課すことについてどう考えるか。 他方で、行政機関は法令と所掌事務に従い行動する仮に命令及び命令違反に係る罰則を 設けないとした場合には、個々の職員が不正に識別行為を行ったときの罰則 (直接罰) を設けなくてよいか。

(官民における基準の統一)

- ・官民に共通する情報について、<u>統一的かつ横断的な指導、助言等を行うため、言わばその前提として、公的部門の匿名加工情報の加工の基準については、特段の理由のない限り、原則民間部門と同一のものとするか</u>、又は民間部門をベースに作成したものとすることが望ましいか又は合理的と考えられるか。
- ・官民に共通する情報ではなく、公的部門に特有の情報(p12(官民共通の情報)参照) については、その特性に応じ考慮すべき要素があるか。

仮に特性に応じ考慮すべき要素がある場合、その内容に応じて検討することが必要にな るのではないか。

314〇公的部門の匿名加工情報の提供先となる事業者等の監督

(委員会への情報集約等)

- ・基本法改正案附則を踏まえれば、公的部門の匿名加工情報の取扱いに関し、委員会が民間事業者の監督を行うものと考えられるが、そのためには、行政機関等が匿名加工情報を民間事業者に提供したことが委員会に分かるような通知などの仕組みが必要となるのではないか。
- ・場合によっては、行政機関等が提供した匿名加工情報が不適正に流出した場合など、<u>行</u> 政機関等が委員会に対して事業者に対して適切な権限行使を促す(求める)ケースもあ り得るか。その場合はどのような仕組みがあり得るか(なお、基本法改正案 45 条参照)。

(提供先への要請)

・匿名加工情報の作成者としての行政機関等が、提供先の事業者に対して、安全管理等の どのような措置を求めることが考えられるか。

匿名加工情報の提供を偶々受けたり別の方法により取得したりした個人に対しても、直接安全管理措置等を要請する必要があり得るが、その場合はどのような働きかけを行うことが適当か。

315〇公的部門に特有な事情と必要となる機能

(公的部門の特性を踏まえた指導、助言等)

- ・公的部門においては、i)行個法・独個法の目的(p2 参照)から、匿名加工情報の提供は行政事務の遂行に資する範囲で行うこととなり、また、ii)行政機関の長等の裁量により行政の適正かつ円滑な運営に支障の生じない情報を提供するという性質があるため、以下のような公的部門に特有な機能(指導、助言等)が必要となるのではないか。
 - -民間部門とは異なり、行政機関等には、保有する個人情報を本来の目的以外の目的のために加工し、第三者に提供して対価を得るという一般的な動機やそのような行動をとる合理性が無いと考えられる。このため、データの利活用を促進する観点からは、必ずしも法律上ではなくとも、行政機関等に提供を促していくような運用上の施策を別途行うことが必要になると考えられる。こうした施策が適切になされているか。
 - 一各行政機関等が、次のような事項に関して、行個法・独個法やガイドラインを遵守しているか。
 - ▶匿名加工情報として提供可能な情報の範囲
 - ▶国民の信頼が確保され、行政事務の遂行に支障が生じないような提供
 - ▶情報公開法上の不開示情報と整合性のとれた提供
 - ▶匿名加工情報が仮に個人情報 (B) に該当するケースが存在する場合、行個法 8 条 2 項又はその他の規定に基づく提供

316〇公的部門の匿名加工情報の加工に係る業務

(加工業務の機能の整備の必要性)

・行政機関等には、個人情報を本来の目的以外の目的のために加工し、第三者に提供する という一般的な動機や合理性が無いこと、また、小規模の行政機関等も少なくないこと を踏まえると、<u>行政機関等にとって安心して匿名加工を委託できる機能を確保しておく</u> <u>ことは、データの利活用を促進する観点からも重要となるのでは</u>ないか。それにより、個人情報の取扱い等に関して国民の信頼を得ながら、その利活用を推進することが考えられることともなり、公的部門の匿名加工情報の制度の安定的な運用にも資することになるのではないか。

317〇公的部門の匿名加工情報の運用に関する専門的な機能

(「中間的な整理」)

- ・「中間的な整理」では、公的部門の匿名加工情報の仕組みの運用に当たって、行個法・独 個法を所管する総務大臣の権限に関して、専門機関(新設又は改組)が以下のような機 能を持つよう検討してはどうかとの指摘がされた。
 - i) 匿名加工情報の提供に関する公益性判断に関する総務大臣への意見
 - ii) 匿名加工情報の作成等に関する基準策定に当たっての総務大臣への意見 なお、これ以外に、前述のガイドラインを策定するに当たって専門機関の意見を聴くこ とが考えられる。
- ・前述したように、行政機関等には、個人情報を本来の目的以外の目的のために加工し、 第三者に提供するという一般的な動機や合理性が無いことを踏まえると、<u>ガイドライン</u> 策定も含め、これらi)ii)の機能に関して、公的部門に特有な要素について専門的な 機関や知見を有する者の意見を聴くことは重要であるのではないか。
- ・i)及びii)に関しては、提供の目的や作成の基準をどのように考えるかは重要であるが、<u>多数の分野で基準作成の必要が生じるものでないとすると、</u>また判断や基準の内容によるが非常に細かいものとならなければ、いったん考え方が整理されれば、<u>定期的に変更されるものではないと考えられるか</u>。あるいは、この分野におけるIT技術の進展や社会経済情勢の変化は急であることを考えると、機動的に動ける仕組みを設けておくことが必要か。

32【個人情報一般に関する規律】

321〇苦情処理の機能

(個人情報一般に関する指摘)

・「中間的な整理」では、匿名加工情報(実態としては個人情報たる「個人特定性低減データ」を指す。)の執行体制の検討を行った。その際、匿名加工情報と保有個人情報とを分けて監督することは実務的に困難な場合があるとして、個人情報一般も含めた規律の執行体制について指摘を行った部分がある。その一つとして、苦情処理の体制について、専門機関が苦情処理の機能も担うようにすることを検討してはどうかとの指摘があった。

(公的部門の苦情処理の在り方)

基本法改正案では、民間部門について、認定個人情報保護団体が匿名加工情報に関する

苦情の処理を行い、さらに基本法を所管する個人情報保護委員会が、苦情処理を行う事業者への協力に関することを行うとされている(52条1項、61条2号)。

- ・公的部門においては各行政機関の長及び独法等が苦情処理を行うことになるが(行個法 48条、独個法 47条)、上記を踏まえると、<u>さらに行政機関等の苦情の処理としてしっか</u> り対応するため、苦情処理に協力する横断的な機能が必要か。
- ・なお、その際、行個法・独個法の施行の統一性を担う機関が専門機関の意見や協力を求めるなど専門機関を活用することも考え得るのではないか(ただし、その場合、個別苦情の処理にあらかじめ関与することが後の不服申立ての審理との関係で利益相反の状況を招くことのないように留意して仕組み及びその運用を考えておく必要があるのではないか)。